

○令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証委員会設置要綱

令和7年8月1日

告示第153号

(目的)

第1条 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨への市の災害対応を検証し、教訓や課題等の抽出及び整理を行い、珠洲市地域防災計画等の修正及び防災体制の改善や防災・減災対策の効果的な推進を図るため、令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害対応検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨に係る災害対応の検証に関すること。
- (2) 前号の検証を踏まえた改善策等の提言に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、市長が委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員長は、市長が指名するものとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長が出席できない場合などは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は、第5条の規定による報告が完了した日までとする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 委員会は、検証結果を市長へ報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、危機管理室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和7年告示第153号）

この告示は、公表の日から施行し、第5条に規定する報告の完了をもって廃止するものとする。